

■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

総務警察，産業経済，総合政策建設及び環境厚生各常任委員会は，6月18日及び19日の2日間にわたり，文教観光委員会は6月18日から20日の3日間にわたって，それぞれの委員会室において，所管に係る議案等について審査及び調査を行った。

総務警察委員会

（委員長報告 令和7年6月26日本会議）

総務警察委員会での審査結果等の主なものについて，御報告申し上げます。

〔議案〕

当委員会に付託されました議案9件につきましては，いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また，専決処分報告2件につきましても，いずれも全会一致で報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず，議案第67号「鹿児島県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」に関し，旅費制度の見直しの背景や施行時期について質疑があり，「県の旅費制度については，これまでも，基本的に，国の取扱いに準じているところであり，今般，国家公務員等の旅費制度について，昨今の物価高騰などを背景として，実費支給への全般的な見直しが行われたことを踏まえ，本県においても，これまでの定額支給方式を見直し，実費支給方式を基本とした改正を行うこととしたところである」「昨年12月に旅費制度見直しの根拠となる省令が公布され，制度設計後，職員団体との協議を5月に実施したところであるが，大幅なシステム改修が必要となることから，最短でも令和8年4月施行となる見込みであり，見直しの施行時期は，一部の県を除き，九州各県と概ね同様の状況である」との答弁がありました。委員からは「社会情勢等が大きく変わってきているので，必要な対応であると考え」「物価高騰もあり，職員の負担も大きいと思うので，見直しの予定時期が遅れることがないように取り組んでいただきたい」との意見・要望がありました。

また，議案第69号「鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」に関連し，県の男性職員の育児休業の取得状況について質疑があり，「令和7年度からの特定事業主行動計画では，1週間以上の育児休業の取得率を85パーセントにするという目標を掲げている。令和6年度は目標の75パーセントに対して実績では78.9パーセントという状況であった。今般の法律改正を踏まえた措置を講じつつ，育児休業の取得についても，より一層推進して参りたい」との答弁がありました。

〔請願・陳情〕

次に，陳情につきましては，新規付託分の陳情1件，継続審査分の1件につきまして，いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

新規付託分の陳情第1038号「県警の不祥事問題について」につきましては，「今後の参考人招致の可否については，相手側の意見・都合を勘案するとともに，関連する公判の動向を注

視するなど、総合的に判断する必要がある」として継続審査を求める意見と、「前定例会及び今定例会ともに参考人を招致できておらず、県民の記憶が薄れていくのではないかと懸念している。公判とは別で参考人招致は実施してもらいたい」として採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

〔県政一般〕

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

警察本部関係の「警察本部の不祥事案件の再発防止対策に係る令和7年度の取組」について、論議が交わされました。

委員からは、懲戒処分事案や非違事案などの一連の不祥事案件の概要・原因や再発防止対策などに係る県警察内部での情報共有のあり方や再発防止対策の進め方について質問があり、「公表している懲戒処分については、可能な範囲で背景などについて触れた上で、同種事案が再発することがないように緊急通達を出しているほか、各部門においては再発防止に向けた様々な取組を行う中で情報共有を図っている。また、他都道府県の非違事案等についても可能な範囲で背景などを調べ、各所属に対する文書の発出や、巡回教養・指導を通じて、本県で同様の事案が発生しないよう取り組んでいる」「不適法・不適正な事案を防止するために、職員や業務を徹底的に管理することは可能かもしれないが、本来の警察業務に支障が生じてはならない。様々な非違事案の対策は、実効的で、現実的に実施可能なものなのかという観点は忘れずに対策していかなければならないと考えている。引き続き様々な御意見をいただきながら、県警察職員が一丸となって再発防止対策の取組を進めていく」との答弁がありました。委員からは、「失敗から学ぶ姿勢が大事であり、失敗をプラスに転じて組織をどう変えていくのが重要である。県警察においても企業などが行っているヒヤリハットのような取組を実施し、不祥事案件を未然に防ぐような仕組みづくりを検討してもらいたい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

総務部関係で、県公安委員会に関して、今回、委員の任命に当たり同意を求める議案の提出があった候補者について、その選任方法のほか、県警察の一連の不祥事に対する候補者の受け止めなどについて質問があり、「今回、公安委員の候補者の選任に当たっては、知事部局内の各部局から、それぞれ所管する各種審議会の委員や業界団体の役員など100人近い有識者の情報を収集し、県警察を管理する公安委員の職責に鑑み、組織の経営や管理の責任者としての従事経験などを考慮し、候補者の絞り込みを行った。その上で、最終的に、活動実績などを踏まえ、今回の候補者を選任した」「候補者からは『県警察の一連の不祥事については、県警察の組織の問題であると同時に、県警察を管理する公安委員会のあり方も問われているものと受け止めており、県警察における再発防止対策についても、公安委員会が役割を十分に発揮することが求められている。また、公安委員に就任した際には、企業の経営者として企業統治を推進してきた知識や経験を生かし、県警察の業務に関しても改善すべき点などがあれば積極的に助言指導を行うなど、1日も早い県警察の信頼回復に貢献したい』といった趣旨の発言があった」との答弁がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「地方公共団体は、物価高や社会保障関係費の一層の増加に加え、人口減少対策、地方創生の推進、こども・子育て政策の強化、頻発する自然災害への対応など、様々な政策課題に対応しなければならず、加えて、地方公務員をはじめとした地域公共サービスを担う人員は慢性的に不足しているところである。増大する行政需要、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が不可欠であることから、『地方財政の充実・強化を求める意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

産業経済委員会

(委員長報告 令和7年6月26日本会議)

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案2件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第81号「令和7年度鹿児島県一般会計補正予算（第2号）」に関して、商工労働水産部関係では、「鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業」について、対象事業者数や、「どの程度の負担軽減になっているのか」、「昨年度の支援に対し、事業者からどのような声があるのか」という質疑があり、「33事業者が対象となっており、令和7年7月分の交付見込みは合計で7,084万円であり、多い事業者で1,200万円、少ない事業者で1万数千円となっている。県内の特別高圧を受電している事業者の方々からは、電気料金高騰による経営への影響は大きくなってきている中、それを緩和する制度はありがたいという声をいただいている」との答弁がありました。

委員からは、「事業者にとって良い事業なので引き続き事業者の声も聞きながら実施してほしい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に、陳情につきましては新規の陳情1件、継続審査の陳情2件について、継続審査すべきものと決定いたしました。審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2016号「（仮称）かごしま郡山風力発電事業に関する陳情書」については、「引き続き当該事業の状況等を把握しながら委員会で議論を行う必要がある」として継続審査を求める意見と、「第1項の風力発電機と周辺の人家等と一定の距離を離すことを事業者に求めること、第3項の計画の白紙撤回を事業者を求めることについては不採択、第2項については推移を見守る必要があるため継続審査」を求める意見があり、項目ごとに取扱い意見が分かれたが、採決の結果、全項目継続審査すべきものと決定いたしました。

陳情第2014号「八重山周辺における風力発電事業の推進について」、陳情第2015号「八重地区における自然エネルギー事業の推進について」は、「引き続き当該事業の状況等を把握しながら委員会で議論を行う必要がある」として継続審査を求める意見と、不採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

農政部関係では、「さとうきび・デンプン農家の経営状況とその対応」について論議が交わされました。

委員からは、「さとうきびの価格調整制度において、標準的な原料生産費、いわゆる再生産可能な価格について示されているが、農家の現状を見るとこの価格では厳しく、実態にあっていないのではないか。県独自で調査する必要があるのではないか」と質問があり、「国が調査している標準的な原料生産費については、本県の実態に近いものと考えているが、県でも把握していきたい」と答弁がありました。委員からは、「県内の農家の実態を把握した上で、再生産可能な生産者交付金額となるよう国に要望していただきたい」との要望がありました。

また、「令和7年産米の作付見込みと県の取組」についても論議が交わされました。

委員からは、「米の生産者が減ってきているところであり、皆が飼料用米や加工用米をつくれるだけの交付金の手当されているのか。また、高騰している販売価格も、どのくらいの価格

が妥当なのか。」との質問があり、「過去、例のない価格高騰の中、適正な販売価格については、一概には言えないが、再生産可能な価格の確保が重要と考えている」と答弁がありました。委員からは「生産者がいなければ生産量も上がらないことから、国の動向も注視し、現場の声も含め、しっかりとした取組をしてほしい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

商工労働水産部関係では、広瀬川漁業協同組合への増殖命令等に関連して、同漁協への補助金の執行状況について質問があり、「内水面資源保全対策事業の要領に基づき、令和7年度は同漁協に対して補助をしないことに決定した」との答弁がありました。

委員からは、「増殖命令の履行確認をしっかり行ってほしい」、「法に基づきしかるべき対応をとってほしい」との要望がありました。

また、半導体関連の人材育成の推進について質問があり、「小中学生を対象とするイベントを11月に開催するほか、鹿児島大学のDXコネクトセンターなどの教育機関や企業とも連携しながら、人材育成・人材確保について取り組んでいく」との答弁がありました。

委員からは、「大学との連携にあたっては、県としてどのような取組をして連携をしたいのか、県の熱量が伝わるよう、意見交換の仕方を工夫してほしい」との要望がありました。また、産学官連携において「産業用地確保可能性調査事業で受皿を作ったあと、戦略的にどのような企業を誘致し、どのように産学官連携を図っていくのか考えてほしい」との要望がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から「米の生産を巡る状況は、高齢化による担い手不足や原材料価格の高騰、備蓄米放出による米価の低迷など厳しい状況にあることから、生産者が意欲をもって生産を続けられる環境づくり及び生産者が持続可能な生産に取り組み、中長期的に米を安定供給できるような体制づくりを求める意見書を国に提出してはどうか」との提案があり、全会一致で委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

総合政策建設委員会

（委員長報告 令和7年6月26日本会議）

総合政策建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案2件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第66号「令和7年度鹿児島県一般会計補正予算（第1号）」に関し、地域公共交通燃料油価格高騰対策事業の概要や今後の取組について質疑があり、「支援対象は、路線バスやタクシー、トラック運送事業者などであり、支援期間は、国の燃料油価格激変緩和措置に合わせ、令和7年4月1日から5月21日までを想定している。地域公共交通等を取り巻く課題は山積しており、事業者も苦しい経営が続いているので、国の動向や物価の状況を注視し、地域公共交通等を持続可能とするために何ができるか引き続き検討していきたい」との答弁がありました。

委員からは、「地域公共交通機関の維持は大事なことであり、経営が苦しい事業者が立ち行くような支援の取組がなされることを期待する」との要望がありました。

次に、議案第74号「契約の締結について議決を求める件」に関し、北薩トンネル5工区の道路災害復旧工事の契約相手方及び供用時期について質疑があり、「一般競争入札により、県外企業の代表者と県内企業2社で構成する共同企業体が落札した。現在、本体復旧工事に向け

た応急工事を行っているところであり、供用時期は明確に申し上げられないが、来年度には本格的な復旧工事に着手したい」との答弁がありました。

委員からは、「地域経済への貢献という点に配慮いただいていると感じた。地元の方も復旧を待っているのだから、安全に、しっかり対応していただきたい」との要望がありました。

また、財源構成について質疑があり、「復旧費用に対して、県の負担割合は3分の1であるが、地方債の交付税措置により、県の実質的な財政負担は2、3%となる。」との答弁がありました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

まず、総合政策部関係で、行政のデジタル化推進に向けた取組について論議が交わされました。

自治体情報システムの標準化に関し、標準化後の運用経費について、「国の基本方針では、運用経費は、標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度比で少なくとも3割削減を目指すこととされているが、中核市市長会による調査では、2.3倍に増加する見込みである。国に対し、財政措置を講じることについて要望することとしている」との説明がありました。

委員からは、「自治体側としてしっかりと声をあげ、国に対して配慮を求めている」との要望がありました。

次に、土木部関係で、防災対策について論議が交わされました。

寄洲除去の箇所選定の考え方について質問があり、「治水上、支障がある箇所を対象としており、現地調査や地元からの要望等を踏まえ対応している」との答弁がありました。

委員からは、「専門的知見とデータに基づき対応いただいていることは分かったが、市町村や地元に対し、状況等を丁寧に説明していただきたい」との要望がありました。

また、寄洲除去によって発生した土砂の有効活用について質問があり、「国や県等で調整会議を行っており、川内川流域においては、大規模な造成箇所へ国や県の土砂の受け入れができ、コスト削減が図られたケースがあった」との答弁がありました。

次に、一般調査について申し上げます。

総合政策部関係では、国際戦略を策定することによる効果について質問があり、「国際関連施策について、国・地域別のニーズや特性等を十分に踏まえ、今後の取組の方向性等を取りまとめることとしており、関連施策を有機的に連携させることで、効果的な取組が図られるものと考えている」との答弁がありました。

土木部関係では、鹿児島港本港区エリアのまちづくりに関し、北ふ頭エリアのしおかぜ通りにおけるトライアル・サウンディングについて質問があり、「実施期間は令和7年8月下旬から令和8年3月末までとしており、昨年度実施したサウンディング調査で意見のあった、カフェや物販を想定している」との答弁がありました。

文教観光委員会

（委員長報告 令和7年6月26日本会議）

文教観光委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第66号など議案5件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

まず、県民が高い関心を寄せておりますスポーツ・コンベンションセンターの整備につき

ましては、議案第 66 号令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算のうち、関連の事業、陳情及び県政一般の特定調査の審査等を 2 日間にわたり集中的に行い、慎重かつ十分な議論がなされたことを、御報告いたします。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

はじめに、議案第 66 号のうち、スポーツ・コンベンションセンター整備事業の債務負担行為について、「今年度中に設計事業者の選定手続きを開始することと、設計期間が複数年度に及ぶことから設定するもので、期間は、令和 8 年度から令和 10 年度までとしている。内容としては、スポーツ・コンベンションセンターの基本設計及び実施設計を行うための本体設計費及び施設の設計を行うために必要となる試掘調査・測量調査・地質調査を行うための調査費の合計で、9 億 337 万 5 千円を限度額として設定している」との説明がありました。

併せて、「スポーツ・コンベンションセンターの設計者を選定するため、学識経験者等で構成する審査会の設置・運営を行う経費、また、設計に必要な敷地周辺の交通状況等を把握するため、交通量調査を行う経費として、3,156 万 6 千円を計上している」との説明がありました。

〔県政一般〕

次に、県政一般の特定調査「スポーツ・コンベンションセンター整備に向けた取組状況」では、令和 7 年第 1 回県議会定例会において、「事業費の推計値では議論が深まらない、しっかりと議論できる詳細な建設費を示してもらいたいなどの意見があったこと」、「昨年実施した事業者ヒアリング結果等を踏まえると、建設コストについては、何年か待てば落ち着くかということなどが見込めず、むしろ、今後も労務費等は上昇する可能性が高いと考えられることから、できるだけ早く設計を行い、実際の建設費を示す必要があると判断し、設計費等を 6 月補正予算に計上することとした」との説明がありました。

観客席数については、「メインアリーナやサブアリーナ等の観客席数を削減することによる建設コスト 17 億円の抑制よりも、毎年約 4 億円、30 年間で約 120 億円の経済波及効果を優先する方が、県全体としては有益と判断し、基本構想に基づく 8 千席とすることを前提に設計を行う」との説明がありました。

本体設計費の積算の考え方や、設計者選定までの想定スケジュール、県有施設整備積立基金の残高見込などについても、説明がありました。

委員から、設計費に関し、「他県の同等の施設と比較してどうなのか。設計が不調になることは想定されないのか」との質疑があり、「公共施設の設計費については、一般的に国の基準に基づき算出した延べ業務日数に、国が定める技術者単価を乗じて積算することとされている。近年、従来型手法で整備された類似施設がないため、単純に比較することはできないが、延床面積をスポーツ・コンベンションセンターと同じと仮定した上で、国の積算基準の改定や技術者単価の上昇等を踏まえ試算すると、例えば、平成 28 年度に設計に着手した沖縄市の施設は、当時の国の積算基準と技術者単価を用いて積算した設計費は 2 億 2 千万円であったものが約 8 億 5 千万円、平成 30 年度に設計に着手した香川県の施設については、見積もりを徴して積算した設計費は 2 億 9 千万円であったものが約 10 億円と、同センターの設計費と同程度以上となる。他県の類似施設における設計業務に関し、ここ数年、入札不調の事例は確認していない」との答弁がありました。

次に、「設計を行った結果、莫大な建設費用が必要となり、建設が認められなかった場合、設計費用が無駄になるのではないかと考えている県民がいる」との意見があり、これに対しては「実際の建設費をしっかりと示す必要があり、そのためにも必要な経費だと考えている。県民の意見も十分承知しているが、設計費が生かされるよう県としては最大限努力してまいりたい。設計を行うことにより、鳥瞰図・平面図なども作成でき、県議会・県民の皆様により具体的な説明が可能になると考えている」との答弁がありました。

また、「本県の財政状況に見合った建設費というものは持っているのか」との質疑があり、「事業費が増嵩し、毎年度の一般財源の負担が数億円程度増えた場合の目安について、具体

的な数字を示すことはできないが、県庁舎など3施設の県債の償還が近く終了し、これらに係る公債費が計16億円減少する。現在、同センターの毎年度の一般財源負担額は、10億円程度と見込んでおり、その差が6億円あるが、その他の老朽化対策等に必要となる経費もあるため、数億円とお示ししたところである。さらにこれ以上に増えた場合は、建設費が示された時点で、その時点の県税収入を始めとした県の財政状況、また、国の地方財政に関する制度や施策の状況、有利な地方債や、企業版ふるさと納税などの財源の規模も加味した上で、最終的に他の事業への影響を可能な限り抑えられるかどうかを判断することになると考えている」との答弁がありました。

次に、クラウドファンディングや、企業版ふるさと納税など民間資金活用の検討状況についての質疑があり、「これらの実施に当たっては、広く県内外の方々から協力をいただく必要があることから、スポーツ・コンベンションセンターを整備することで、将来を担う子供たちに良質なスポーツ環境の提供が可能となること、にぎわいの創出や中心市街地の活性化等にも繋がることといった効果があることなどについて、あらゆる機会を通じて、情報発信していきたいと考えている。本格的には、今後建設にかかる予算が認められた場合となるが、企業版ふるさと納税などにかかわらず、引き続き、全力で財源確保に向けて取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

委員からは「本県の一等地とも言えるドルフィンポート跡地に整備されるスポーツ・コンベンションセンターの設計に当たっては、スポーツの振興のみならず、多目的に利用できる県民の交流拠点として、また、景観、眺望にも配慮しながら、県民のシンボルとなるような要素を盛り込んでいただきたい。また、設計事業者の公募にあたっては、県内企業が参画しやすい工夫や、県産材・県産品など、地域資源を積極的に活用した施設整備が図られるよう、検討していただきたい。なお、今後の社会経済情勢の変化等をしっかりと見極めつつ、需要が大きく変化することが見込まれる場合は、改めて需要予測調査を実施することを検討していただきたい。さらに、事業の進捗等については、関係団体、県議会等に、丁寧に説明を行うとともに、随時、県民に分かりやすい情報発信を積極的に行いながら、県民の理解促進に努めていただきたい」との要望があり、「補正予算に係る議案が承認された場合であっても、今回は、あくまで設計費用を容認するものであり、設計により、実際の建設費の更なる増額も想定されることから、建設に要する費用が示された際には、改めて徹底した議論を行い、建設費の総額などを見極めた上で、判断することになる」との意見がありました。

〔請願・陳情〕

スポーツ・コンベンションセンター整備に関する陳情については、今回、ドルフィンポート跡地で同センターの整備が検討されていることを知らなかったと言った内容の陳情が多数提出されていることについて、委員からは「これまでの議論の経過や整備地として選定に至った経緯、県の考え方をいろんな場面でしっかりと県民に情報発信していただきたい。県政かわら版による周知についても、広報課と連携して、県民に見てもらえる工夫が必要ではないか」といった意見がありました。

以上の質疑や意見を踏まえ、「事業の抜本的見直し・建設地の再考」、「白紙撤回を求める」、「県民投票の実施を求める」などの陳情項目については、「老朽化、狭隘化した県体育館の建て替えの必要性、スポーツ振興と地域活性化の目的自体には異論はないが、だからこそ、県民が納得し、誇りを持てる施設にするために、計画を一旦立ち止まり、規模、機能、資金調達手法を選択、比較しながら再検証すべき。県民参加型の意思形成プロセスを確立すべきである」として採択を求める意見と、「スポーツ・コンベンションセンターの整備は、長年、様々な議論を重ね、施設の機能、規模・構成、整備予定地といった考え方を整理した基本構想が令和4年3月に策定され、令和6年3月には、整備・運営等に係る約313億円の債務負担行為を認めている。現段階で我々が考えなければならない点は、同センターの整備が、県政全般にわたるほかの事業へ影響を与えないかということである。これまで同センターの整備については、議会の了承を得ながら進めてきている」として、不採択を求める意見

があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定しました。

「県民との意見交換会の実施、県民への説明の場を求める」、「基本構想に基づき整備を進めてほしい」といった陳情項目については、「スポーツ・コンベンションセンターの整備に対する県民の様々な意見がある中で、今後も関係団体に丁寧に説明を行うとともに、分かりやすい情報発信を積極的に行い、県民の理解促進に努めていく必要がある。議会としても今後も状況を注視しながら、引き続き議論を重ねて行かなければならない」などの意見があり、採決の結果、継続審査すべきものと決定しました。

以上、陳情第 4028 号ほか新規の陳情 82 件については、35 件を継続審査すべきものと決定し、11 件を不採択とすべきものと決定し、36 件を一部不採択及び一部継続審査すべきものと決定しました。

継続審査分の陳情 3 件につきましては、2 件を引き続き継続審査すべきものと決定し、1 件を一部不採択及び一部継続審査すべきものと決定いたしました。

また、スポーツ・コンベンションセンター整備関係以外の陳情については、新規の陳情 2 件を不採択とすべきものと決定し、継続審査分の陳情 1 件については、引き続き継続審査すべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に一般調査について申し上げます。

教育委員会関係では、曾於地区に新設される特別支援学校の基本設計に関し、児童生徒数や通学バスの想定について質問があり、「令和 6 年 5 月に作成した整備計画において、令和 11 年度まで毎年 80 人から 90 人の在籍を予定している。以後、少子化に伴い、徐々に減少するものと見込んでいる。今回、このような考え方にに基づき設計を行っている」、「通学バスは 3 台程度を見込んでいる」との答弁がありました。

また、県指定の無形民俗文化財における装備品等への支援に関する質問があり、「市町村を通じて、関係団体の要望を聞き取っており、用具等の費用が負担になっていると聞いている。用具や衣装などの装備品等に係る費用については補助制度があるため、相談いただくよう周知したい」との答弁がありました。

環境厚生委員会

（委員長報告 令和 7 年 6 月 26 日本会議）

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議 案】

当委員会に付託されました議案 3 件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第 66 号「令和 7 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、保健福祉部関係では、「生産性向上・職場環境整備等支援事業」の支援内容について質疑があり、「ICT 機器等の導入、新たな職員の配置等による医師・看護師の業務の効率化等に要する経費に対し、支援を行う」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に、陳情につきましては、新規付託分の陳情 1 件を不採択とすべきものとし、継続審査分の陳情 5 件を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第 5026 号「別居・離婚後の親子断絶を防止する支援を求める陳情書について」は、「令和 6 年 5 月の『民法等の一部を改正する法律』成立時、附帯決議において、親子交流の適切な実施や共同養育計画作成を促進する事業への支援について、具体的な施策の検討・実施が政府に求められており、現時点では、今後の制度設計や具体的な支援策の状況等の動向を注視していく段階と考えられる」との意見があり、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

保健福祉部関係では、医師の地域的偏在及び診療科偏在について、集中的な論議が交わされました。

まず、執行部から、「医師数・産科医数・小児科医数について、二次医療圏別にみると鹿児島医療圏以外は全て全国平均を下回っており、本県の医師数は増加してきているが、医師の地域間での偏在や産科・小児科の特定診療科における医師不足の解消が重要な課題となっている」との説明がありました。

委員から、地域枠医師の配置の考え方について質問があり、「地域枠制度においては、地域偏在を解消するため、離島・へき地診療所への継続配置を優先し、次に地域の医療ニーズを担うという観点から地域中核医療機関への配置を行っている」との答弁がありました。

また、委員から、「少子化・高齢化が進行している地域では、収支が多少マイナスになっても運営を続けていけるような政策をとらないと医療体制が整わない」との意見があり、「全国的な課題であり、まずは収入をあげるための診療報酬の底上げが必要と考えることから、全国知事会を通じ、国に緊急要望を行ったところである」との答弁がありました。

次に、一般調査について申し上げます。

子ども政策局関係では、こどもの居場所に関する実態調査の結果について質問があり、「保護者があったら良かったと思う支援について、学校以外の勉強できる場所、居場所、相談できる場所の情報提供が欲しかったとの回答があった」との答弁がありました。

また、フリースクール等に関する支援のあり方について質問があり、「引き続き、教育委員会とも連携を図りながら、検討を進めてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「県としてどのような支援が可能か検討し、実効性のある取組を進めていただきたい」との要望がありました。

環境林務部関係では、「種子島における産業廃棄物不適正処理案件」に関し、県内における同様の事案の有無について質問があり、「本県では廃棄物の不適正処理事案において、これまで措置命令に従わず、行政代執行に至った事案はない。また、現状で、本事案以外に措置命令を必要とする事案はない。さらに監視指導体制を強化し、同様の事案が発生しないよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

委員からは、「県としてしっかり監視・指導を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、クールビズの取組状況について質問があり、「県庁環境保全率先実行計画に基づき、5 月 1 日からのクールビズの取組を県庁関係機関に案内しているが、広く外部に対しては、直接文書での依頼等を行っていない」、「平成 17 年度から取組を開始し、今年度で 20 年目となる」との答弁がありました。

委員からは、「会議や式典においては 20 年経過しても浸透している状況ではない。さらに積極的に取り組み、効果を示していただきたい」との意見があり、「さらに普及啓発に努めてまいりたい」との答弁がありました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(令和 7 年 6 月 24 日)

(調査事項)

海外経済交流の促進等に関する調査

(調査概要)

執行部から、令和 7 年度における主な海外経済交流関係事業の概要等について説明を受け、これに対する質問等を行った。

〈議会運営委員会〉

(令和 7 年 6 月 13 日)

協議に先立ち、追加補正議案について、総務部長から次のとおり説明があった。

- 本日（6 月 13 日）の本会議に予算議案 1 件を追加提案させていただきたいこと。

協議事項

1 追加補正議案の取扱いについて

協議の結果、本日（6 月 13 日）の本会議の冒頭に上程することが決定され、質疑はないことが確認された。

2 本日及び 6 月 16 日の議事日程について

議事日程が了承された。

3 次回委員会開催日時について

6 月 19 日（木）の午前 9 時 15 分に開催することとされた。協議事項は、陳情審査との連絡があった。

4 その他

中村委員から、6 月 9 日の代表質問の際に緊急速報メールが鳴った後の議会の対応について、知事を拘束しているということもあるので、1 度議運を開いて、何らかの結論を得て、議会をどうするかを諮るというようなルールを作る必要があるとのではとの提案があり、知事部局とも協議しながら今後整理していくこととされた。

藤崎委員から携帯電話の議場等への持込みルールを再確認した方がよいのではないかとの提案があり、委員長から議運申合せに記載されていることなので、各会派等におかれては、それぞれの総会や会議などにおいて徹底していただきたいとの依頼があった。

また、いわしげ議員から緊急時の対応のこともあるので、携帯電話の議場等への持込みについても議論していただきたいとの提案があり、会派代表者会議等で協議していくこととされた。

(令和7年6月19日)

協議事項

1 陳情の審査について

陳情審査の進め方について、委員長から新規の陳情審査の11件のうち、第6026号から陳情第6032号の7件については、「県議会の解散を求める」といったもの、陳情第6033号第1項、陳情第6034号第2項の2件については、「鹿児島の未来に責任をもった議会運営を求める」といったもの、また、陳情第6035号第2項、陳情第6036号第1項の2件については、「まともな議会運営をしてください」といったものであり、それぞれは、同一趣旨の内容と思われるので、一括審査することとしたいとの発言があり、了承された。

○ 第6026号から陳情第6032号

鹿児島港本港区スポーツ・コンベンションセンター事業に関する陳情書「県議会の解散を求める内容」

これらの陳情は、関係課なしのため、趣旨及び状況説明、質疑が省略され、委員からの意見もなかった。

【取扱い意見】

(禧久委員)

県民が県政や議会運営に強い関心を持ち、改善を望まれることは非常に重要であり、議会としても説明責任を果たしていく必要があると考えている。しかしながら、本県にはスポーツ・コンベンションセンターの整備のみならず、地域振興や福祉、教育、環境対策など多岐にわたる重要な課題が存在している。議会は、県民の代表として選出された議員がそれぞれの責任において、これらの幅広い県政課題に対応すべく日々審議を重ねており、引き続き県民の負託に応えてまいりたい。加えて、特定の事業のみを理由に議会を解散することは、県政全体の多様な課題への対応の妨げとなる恐れもあることから、陳情第6026号から陳情第6032号は不採択でお願いしたい。

(上山委員)

陳情者の主張は、スポーツ・コンベンションセンターは負の遺産になる。もしくは無計画な箱モノと批判している。また県議会は、未来に生きる若者たちのことはどうでもいいと考えているのではないかと主張している。スポーツ・コンベンションセンターの建設費が500億円。今回の9億円の設計費予算も含めて、無駄遣いではないかと思つてのことだと察するが、県議会では当然、負の遺産にさせない。県民のスポーツ振興と経済効果や、県民の誇りになり得る施設とすべく真剣な議論をしており、プロポーザルなど、建設にかかる経過の透明性を図りながら、県民の理解を深めることが必要だと考えている次第であることから、陳情者の県議会解散の根拠は理解しがたいものであると考え、県議会を担う県民連合としては、同調できるものではないと判断したことから、不採択の取扱いでお願いしたい。

(松田委員)

陳情者の意図は、今議論になっている中身をあまり存じていないなということを感じている。大変大きな課題であるが、先ほど来あるとおり、解散という重みの部分の対象にはならないということから、不採択でお願いしたい。

【審査結果】

陳情第6026号から陳情第6032号の計7件は採決の結果、全会一致で不採択とすべきものとされた。

○ 陳情第6033号第1項、陳情第6034号第2項

鹿児島港本港区スポーツ・コンベンションセンター事業に関する陳情書「鹿児島の未来に責任をもった議会運営を求める内容」

これらの陳情も関係課なしのため、趣旨及び状況説明、質疑は省略され、委員からの意見もなかった。

【取扱い意見】

(禧久委員)

陳情者から寄せられた、県財政に関する懸念、また県議会運営に対する意見に対しては、今後も丁寧な説明に努めることが必要と考えている。

しかしながら、本議会は地方自治法及び関連規則等に基づき適正に運営され、議員はそれぞれの責任のもとに審議を行っているところであり、スポーツ・コンベンションセンターについても、現在、議会の本会議・委員会において活発な議論が交わされていることから、陳情第6033号第1項及び陳情第6034号第2項については、不採択でお願いしたい。

(上山委員)

鹿児島県は自主財源に乏しく、貧乏県である。ドルフィンポート跡地は、街づくりの中心になる場所であり、体育館は別の場所でもいいと主張し、未来に責任を持って考えてほしい。ドルフィンポート跡地は、もっと自主財源を生み出す場所にしたいと要望している。確かに、ドルフィンポート跡地は雄大な桜島を展望できる県内随一の景勝地であり、県民や観光客が憩いの場となるべき場所にしなければならないと考えている。

スポーツ・コンベンションセンターが、県民のスポーツのメッカとなるだけではなく、県民の方々が日頃から立ち寄りたくなるような施設にしなければならないと考える次第である。

陳情者が求める未来に責任を持った議会、自主財源を生み出す場所にしてもらいたいのは、当然議会も考えないといけない重要な事項だと考えることから、陳情第6033号第1項及び陳情第6034号第2項については、採択でお願いしたい。

(松田委員)

陳情第6033号第1項及び陳情第6034号第2項については、財政や人口減少のことも考え、未来的に責任をもった議会であってほしい。また、合理的な議論が交わされる県議会を望むとの主張であり、我々もそのとおりしているつもりであるが、さらに進めるということから継続審査でお願いしたい。

【審査結果】

陳情第6033号第1項、陳情第6034号第2項の2件は採決の結果、不採択とすべきものとされた。

○ 陳情第6035号第2項、陳情第6036号第1項

鹿児島港本港区スポーツ・コンベンションセンター事業に関する陳情書「まともな議会運営を求める内容」

これらの陳情も関係課なしのため、趣旨及び状況説明、質疑は省略され、委員からの意見もなかった。

【取扱い意見】

(禧久委員)

陳情第6035号第2項及び第6036号第1項については、先ほどの陳情第6033号1項及び陳情第6034号第2項と同様の理由で、不採択でお願いしたい。

(上山委員)

陳情者は、ドルフィンポート跡地は多くの県民が利用でき、多くの観光客が集うエリアにすべきである。赤字運営のハコモノを建てて本当に大丈夫かという警鐘を鳴らし、鹿児島の未来に責任を持った県民の声を反映したまともな議会運営をしてくださいという主張で、県議会の議論経過を十分理解していない主張であると感じるものであるが、一方、陳情内容になると、県民の声を反映した未来に責任を持った議会運営を求める陳情であることを考えると、まともな議会運営という表現には、県民の声が反映できていないと陳情者が感じる気持ちを表現したものと思われ、もっと県民の声に耳を傾けて欲しいという期待でもあると感じていることから、この意見を真摯に受けとめるべきではないかと議論し、陳情第6035号第2項及び陳情第6036号第1項については、採択でお願いしたい。

(松田委員)

陳情第6035号第2項及び陳情第6036号第1項については、我々は今まで議論してきた中身を、陳情者はあまり存知でないと思われることが気になるところである。また、まともなという表現に対しては我々一生懸命やっているところがあるので、不採択でお願いしたい。

【審査結果】

陳情第6035号第2項、陳情第6036号第1項の2件は採決の結果、不採択とすべきものとされた。

○ 陳情第6003号から陳情第6024号の各第1項
県警の不祥事問題に関する陳情書（第1項）

【趣旨及び状況説明】

[趣旨]

これらの陳情は、鹿児島県警の度重なる非違事案に関して、県民の代表である県議会が百条委員会を設置して真相を究明（疑惑の解明）することを求める趣旨の陳情である。

[状況説明]

令和6年第4回定例会で説明して以降の情勢変化は特にない。

【取扱い意見】

(禧久委員)

「現時点では設置しない。総務警察委員会で引き続き審査を行うとともに、元生活安全部長の裁判の状況等を注視し、状況次第では百条委員会の設置を検討する。」とした令和6年第3回定例会以降、状況の変化が特になく、今定例会の総務警察委員会における審査や警察の各種取組など、状況の推移を引き続き見守る必要があることから、陳情第6003号から陳情第6024号は、継続審査でお願いしたい。

(上山委員)

陳情者は、警察官による性犯罪や被害相談への不作為、隠蔽、証拠隠滅が疑われる事案が次々に発生していることから、県民の代表である県議会は百条委員会を設置して真相を究明して欲しいと要望している。ことの発端は、本田元生活安全部長の内部告発から明らかになった事案。再発防止策が出されたあとも不祥事は後を絶たないことも事実であり、事件の真相解明を求め、情報公開を求めても、黒塗りが多く事実関係の証明とはならない。地方自治法にのっとりた百条委員会による調査が、真相解明に残された手段だと考えていることから、陳情第6003号から陳情第6024号については、採択でお願いしたい。

(松田委員)

県警の不祥事案件については、特別委員会を設置すべき。また、状況によってはそれが百条委員会に移行するという意見であることから、継続審査でお願いしたい。

【審査結果】

陳情第6003号から陳情第6024号の各第1項の計22件は採決の結果、継続審査すべきものとされた。

○ 陳情第6025号

委員会のインターネット配信を求める陳情

【趣旨及び状況説明】

[趣旨]

現在、本会議はインターネット配信されている一方で、委員会は配信されていない状況であり、このような対応は議会基本条例の精神に反し、県民の知る権利を制限するものであるとして、委員会のインターネット配信を求める趣旨の陳情である。

[状況説明]

令和8年度からの配信に向け、令和7年度当初予算に、各常任委員会室に必要な機器等の整備を行うための経費を計上したことは、前回、令和7年第1回定例会における陳情審査の際に申し上げており、その後、今年度に入り、事業を進めているところである。

また、今年度までは、全員協議会室を使用しまして、インターネット配信をすることとしており、今議会におきましても、昨日の文教観光委員会の配信を、そして明日も行う予定としている。

【取扱い意見】

(禧久委員)

陳情第6025号については、令和8年度からの常任委員会のインターネット配信に

向け、必要な機器等の整備を行うための経費について、令和7年度当初予算に計上し、事業を進めているところですので、採択でお願いしたい。

(上山委員)

現在、議会として積極的にインターネット配信の実施に向けて取組を進めている状況であることから、採択でお願いしたい。

(松田委員)

陳情第6025号については、採択でお願いしたい。

【審査結果】

陳情第6025号は採決の結果、全会一致で採択すべきものとされた。

2 次回委員会開催日時について

6月25日（水）午後1時に開催することとされた。

(令和7年6月25日)

協議に先立ち、総務部長から次のとおり説明があった。

○ 6月26日の本会議に、副知事の人事同意案件1件を追加提案させていただきたいこと。

協議事項

1 討論について

(1) 討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のたいら議員から、議案1件、陳情48件の委員会審査結果について、無所属の平原議員から議案1件、陳情50件の委員会審査結果について、橋口議員から議案1件について、小川議員から議案1件、陳情76件の委員会審査結果について、いわしげ議員から議案1件、陳情62件の委員会審査結果について、討論を行うことが確認された。

(2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認され、議題の量を考慮し、共産党及び無所属の平原議員、いわしげ議員は10分以内、橋口議員は5分以内、小川議員は15分以内とすることが確認された。

2 議案採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 追加議案について

(1) 鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

協議に先立ち、議長から今議会に追加議案として、「鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案」を提案したいとの発言があった。

事務局から、改正の趣旨及び内容について説明があり、その後賛否等が確認された。

協議の結果、全会派等賛成のため、提出者は議会運営委員会とすること、提案理由説明、質疑・討論は行わないこと、委員会提出の議案となることから委員会付託は行わないこと、明日6月26日の本会議で採決すること、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

(2) 人事同意議案について

協議の結果、6月26日の本会議に上程すること、無所属のいわしげ議員、小川議員、橋口議員が反対であること、質疑は無所属の橋口議員が行うこと、質疑の通告締切は本日（6月25日）の議会運営委員会終了後速やかに提出すること、質疑時間は答弁を含め、10分とすることが確認された。

また、討論については、無所属の橋口議員が行うこと、討論の通告締切は本日（6月25日）の議会運営委員会終了後速やかに提出すること、討論時間は議題の量、性格を考慮し、概ね5分以内とすること、採決方法は起立採決とすることが確認された。

大久保委員から、「人事同意案件についてはその性格上、討論の内容が個人の名誉毀損、人権侵害にならないよう慎重に取り扱う必要があること、それとともに討論に当たってはそれらに留意するとともに、憲法13条（幸福追求権や個人の尊重）第14条（平等権）また、男女共同参画社会基本法第3条（男女の人権の尊重）に規定されている男女の人権の尊重など男女共同参画の理念に基づき、性別による差別と受け取られるような内容とならないよう配慮を行ってくださいと、これまでも、この議運の場で議運長の方から申し上げてきているので、その部分については今回も同様をお願いしたい。また、男だから駄目とか、女性だから駄目とかいうような討論の内容にならないように、この議会運営委員会の場で確認されたことの趣旨を踏まえて、討論されるよう要請したい。」との発言があった。それを受け、委員長からオブザーバーのいわしげ議員に対し、討論される方に大久保委員の発言の趣旨を丁寧に説明し、それを踏まえて討論するよう言づてを依頼した。

5 意見書案について

委員会提出の意見書案2件について、全会派等賛成で、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

6 閉会中の継続審査事件について

- ① 議会運営に関する事項について
 - ② 議長の諮問に関する事項について
- とすることが決定された。

7 6月26日の議事日程について

議長から協議に先立ち総務部長から説明のあった副知事の選任同意議案について、先ほど本会議での取扱いを協議いただいたところであるが、明日の本会議において、退任及び就任予定者2人の挨拶をそれぞれ許可したいと考えているので了承いただきたいとの発言があり、了承された。その後、事務局から議事日程について説明があり了承された。

8 令和7年第3回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは9月5日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

最終的な日程案の協議は、開会1か月前の議会運営委員会で行うが、提示した案を見込みの会期日程案として、公表することが了承された。

なお、開会1か月前の議運については、正式には開催通知により案内するが、現時点では、8月1日（金）頃の予定とされた。

9 その他

委員長から、高校や中学校の卒業式等々どうしても3月議会と重なってくるということで、時期がちょっと早いですが、3月に向けて少しそういったことを考慮できないか、議長、副議長と連携しながら、議会運営上できるかできないかわからないが、調整していきたいと思っているとの発言があった。